

総務企画委員会所管事務調査報告書

元市議が関係する市補助金にかかわって7月30日の全員協議会において報告を受け、その後、9月13日の正副委員長会議において、みんなでまちづくり補助金及び市土地開発公社保有地の一時使用問題について、所管の本委員会にその調査が委ねられました。

以来、9月14日、26日、10月19日、26日、11月16日の5回にわたり委員会及び協議会を開催し、当局の説明を聴取しながら慎重に調査を進めてまいりましたが、その詳細については以下のとおりあります。

1. みんなでまちづくり補助金及び田辺市土地開発公社保有地に係る一時使用についての問題点

9月14日の委員会では、所管部分について当局の報告を聴取し、9月26日の委員会において、前回の委員会における当局の報告を踏まえ、本委員会として、以下に掲げる問題点を明らかにした。

(1) みんなでまちづくり補助金

- ①補助対象外経費の領収書及び不備のある領収書が提出された時点における対応
- ②補助要綱に不備はなかったか（実績報告書への領収書の添付義務の有無）
- ③第二のぞみ園への受領金額の確認（領収書発行の事実確認、振込元名義の相違）
- ④補助金交付に至るまでの期間（一般的な所要期間と審査に要する期間）
- ⑤自己資金の調達（他事業との合算により400万円超を個人で調達したのか）
- ⑥弁当などの食糧費は認めず、炊き出し材料費は認めることについての合理性
- ⑦苗木の調達（所有権の存在も含めて）

(2) 田辺市土地開発公社保有地に係る一時使用

- ①第二のぞみ園への受領金額の確認（領収書発行の事実確認、振込元名義の相違）
- ②苗木の調達（所有権の存在について）
- ③水道料金について

以上の10点について、詳細にわたり調査した結果、以下の諸点について本委員会としての指摘事項とする。

2. みんなでまちづくり補助金及び田辺市土地開発公社保有地の一時使用に係る問題点についての指摘事項

(1) 補助対象外経費の領収書及び不備のある領収書が提出された時点における対応について

- ①補助対象上限額が100万円（2分の1補助、上限額は50万円）であることから、それ以上の経費があれば、補助上限額の50万円を交付できるとする当局の安易な姿勢があったのではないか。
- ②不備を指摘した経過が確認できる資料がなく、今後は経過等も含めて記録を残すべきである。

(2) 補助要綱に不備はなかったか

- ①実績報告書には収支決算書の添付を求めていたが、領収書等関係書類は「保管すること」となっている。
- ②積算根拠に対する明確な基準がない。

(3) 第二のぞみ園への金銭の流れの確認

- ①領収書の宛名は「実行委員会」となっており、印鑑も実物である。
- ②平成19年6月23日 NPO法人「紀州茶がゆ」から351,000円が出金され（同日付で領収書発行）、同年6月26日 第二のぞみ園作業部の通帳に351,000円が現金で入金されているが、振り込みではなく現金による金銭移動の理由が不明である。

(4) 自己資金の調達

自己資金については決算書に記入欄はあるものの、調達方法についての詳細は求めていない。今後は多額の自己資金が必要となる事業については、説明を求める必要がある。

(5) 対象経費の見直し

弁当などの経費は認めず、炊き出し材料費なら認めることについての合理性は見当たらず、食糧費に係る部分については一切認めないなどの基準が必要である。

(6) 水道料金について

水道料金は、第二のぞみ園が支払っているという報告であるが、そうであるとするなら、苗木の所有権についても明確であるべきではないか。そういう点について、根拠となる資料が不明である。

3. 「紀州『熊楠の森』大植樹祭」に係る新たな事実に基づく問題点

10月19日の委員会においては、「紀州『熊楠の森』大植樹祭」にかかわって、当時、事業を共催した毎日新聞社が、公益社団法人国土緑化推進機構から「緑の募金事業」に関する交付金200万円を受け、その交付金の一部とも思われる計877,765円が、平成19年4月及び5月の2回にわたり、同新聞社から植樹事業実行委員会の構成団体であるNPO法人「紀州茶がゆ」に対して支出されていたという新たな事実が発覚したことについて、調査状況を当局から聴取し、本委員会として以下に掲げる問題点を明らかにしました。

- (1) 每日新聞社からの振り込みが、なぜ、NPO法人「紀州茶がゆ」に対してなのか。当時の目良団地町内会長を代表とする「紀州『熊楠の森』大植樹祭実行委員会」に対してではなかったのか。
- (2) 当時の植樹事業にあっては、毎日新聞社の担当部長を代表とする実行委員会と地元町内会長を代表とする実行委員会の2つの組織が実在していたのか。

4. 本事案に関する市当局からの調査報告について

10月26日の委員会において、毎日新聞社から実行委員会に支払われた合計877,765円のうち、新聞の拡販手数料132,000円を除く745,765円については、毎日新聞社に対しての調査によると特定の経費に対する支援として使途が定められているものであり、そのうち、苗木代等の合計454,000円については、市への事業実績報告にある経費の一部と重複するものと判断される。

このことから、事業実績報告書に記載されている総事業費のうち、領収書等により特定が可能な1,313,121円をもとに、改めて補助対象事業等を計算すると、毎日新聞社からの提供資金のうち、重複部分に該当する454,000円を除く859,121円が本事業に係る補助対象経費となり、その2分の1に当たる429,000円が本来の補助金額となる。

したがって、田辺市補助金等交付規則第15条及び第16条の規定に基づき、補助金交付決定の一部を取り消すとともに、既に支払われた補助金額500,000円と本来の補助金額429,000円の差額である71,000円について返還を求めるという報告が当局からあった。

5. 総括

みんなでまちづくり補助金は、NPOを初めとする市民活動団体等が実施する「まちづくり事業」や「地域づくり活動」を財政面から支援することを通して、市民による主体的なまちづくりや市民と行政との協働によるまちづくりを推進することを目的としている。

当該植樹事業は、本補助金の事業実施補助（ソフト事業）に当たるもので、地域の課題解決やまちづくりに寄与する公益事業、地域の活性化につながるイベント等が対象で、補助率は対象経費の2分の1以内、補助額の上限を50万円とするものである。

補助対象事業は、4月1日から翌年3月31日までの間に実施する事業であり、補助事業の採択に際しては、市民活動実践者や学識経験者等で構成する「みんなでまちづくり補助金審査会」における審議を経て決定されるものである。

今回、調査対象とした案件は、平成19年4月15日に市内目良海岸において実施された「紀州『熊楠の森』大植樹祭」であり、本事業の実施に当たり、同年6月29日付で、主催者である元目良団地町内会長を代表とする「紀州『熊楠の森』大植樹祭実行委員会」から本補助金の交付申請がなされ、50万円の支出が確認された。

当該事業は、目良海岸の防波堤沿いに広葉樹の苗木を植栽し、防潮林を造成するというもので、植樹祭当日は、地元町内会や小・中学生をはじめ、千人を超える人々がボランティアとして植樹に参加している。

本委員会は、委員会所管事務調査の一環として、当該植樹祭に係る本補助金の支出について、当局から経過説明を徴しながら慎重に審査を進めてきたが、本委員会として、以下のとおり課題や問題点等について総括するものである。

- (1) 元市議がかかわった一連の植樹事業の始まりともいべき平成19年度の「紀州『熊楠の森』大植樹祭」は、実行委員会を組織していたものの、客観的に見てその中心的役割を果たしたのは、ほかならぬ元市議であると考える。

同事業には、みんなでまちづくり補助金のほかに、同植樹祭の実行委員会との共催で事業に参画していた毎日新聞社が、公益社団法人国土緑化推進機構から「緑の募金事業」に関する交付金（200万円）を受けていた事実が新たに判明した。

今回の一連の補助金問題に係る市当局の調査委員会は、NPO法人「紀州茶がゆ」から資料提供を受けた同団体の預金通帳（写し）により、平成19年4月及び同年5月に、毎日新聞社から同団体に対する2件の入金（総額877,765円）を確認した。それらはいずれも同植樹祭の事業に要した経費の一部であるが、そのうち、JRへの送迎バス代や看板代一式等については、本補助金の事業実績報告書に記載されている補助対象経費と重複しているものと判断する。

また、苗木（1,831本・単価300円）についても、実行委員会が「第二のぞみ園」から購入したとされる苗木（1,800本・単価195円、合計351,000円）との混同（重複）が認められる。

- (2) 上記の事実からして、市が交付した「みんなでまちづくり補助金」の使途については甚だ不明瞭であると指摘せざるを得ない。
- (3) 補助金については、市民から徴収された税金等貴重な財源で賄われるものであることに十分留意し、補助金の交付事務に当たっては、「公益性」「公平性」「透明性」を確保するよう強く求める。
- (4) 元市議は、当時市議会議員という公職の立場にあるにもかかわらず、当該植樹事業に係る会計処理はずさん極まりないものであり、元市議の道義的責任は決して免れるものではない。
- (5) 今回の補助金問題について、市民の皆様に不信感を抱かせたことは極めて遺憾であり、二元代表制の一翼を担う議会としても、さらなる監視機能の充実に努めてまいりたい。

6. 結論

今回の植樹関連事業に係る補助金問題全般にかかわって、いくつもの団体を組織しながら、会計責任者を設けず、NPO法人「紀州茶がゆ」を中心として元市議が単独で会計を取り仕切っていたところに大きな問題があり、いまだ不明瞭な点が多くあると判断せざるを得ない。

本委員会所管のみんなでまちづくり補助金については、10月26日の委員会において、当局から71,000円を返還請求との最終報告を受けたが、そのことは当然のことであり、本委員会としては、当該植樹事業に係る市補助金の使途にあってはまだ不明瞭な点があると判断する。さらに、今回の一連の問題が明るみにされて以来、市当局並びに市議会に対する市民の皆様の信頼を大きく損ねたことを真摯に受けとめることが最も大切であると考える。

したがって、市当局においては、法解釈の適否はあろうが、当時市議という立場であり、しかも平成21年5月から平成23年6月までの間は市議会議長という要職にあったことなど、その道義的責任等も勘案すると、さきに報告のあった返還請求金額71,000円はもとより、補助金50万円全額の返還請求を強く求め、本委員会の結論とする。

平成24年12月3日

総務企画委員会
委員長 吉田克己

産業建設委員会所管事務調査報告書

平成24年7月30日の全員協議会において、元市議が関係する一連の市補助金について報告を受け、その後、9月13日の正副委員長会議において、田辺市ふれあいの森緑化推進事業補助金及び芳養漁港埋立地に係る一時使用について、所管である本委員会にその調査が委ねられました。

本委員会は、議会という立場において、補助金問題が起った背景や原因、また事務の執行が適正に行われていたかを明らかにし、今回得た反省を踏まえて、再びこうした事態を招くことのないよう、早期の再発防止を図ることを念頭に、9月14日、25日、10月3日、26日、及び11月8日に委員会及び協議会を開催し、当局の説明を聴取しながら、慎重に調査を進めてまいりました。

以下、調査内容の主な点について、御報告申し上げます。

1. 現状と課題について

田辺市ふれあいの森緑化推進事業補助金は、森林が保有する多面的機能の維持増進を図るとともに、森林保全や緑化活動等への市民参加を促進することにより、森林の持つ重要性への認識を深め、あわせて健康で文化的な市民生活の場の確保を図ることを目的に平成19年度に制度化されたものである。各種団体による森林等への苗木の植栽による森林づくりや緑化活動は、ボランティア精神に基づいた地域貢献活動であり、郷土愛を育む取り組みでもある。

このように、多くの市民や団体等の参加により、地域に根ざした森づくりが実施されてきたという点においては非常に有意義な事業であったといえる。

しかしながら、補助金という公益上の性格を勘案すると、現在の補助制度やその手法等が真に公平・公正で、合理性や妥当性等を有しているのかといった疑念もうかがえる。このことについては、本委員会での調査を踏まえ、次の事項について当局に提言し、今後の市政運営に鋭意取り組まれるよう強く要望する。

(1) 補助金の使途の明確化について

補助金交付要綱上、実績報告書への領収書添付は必要としていないが、苗木の種類、規格（樹高等）、単価、本数を把握するための参考資料とし

て、領収書の写しが添付されていた。

しかし、ふれあいの森緑化推進事業等調査委員会による調査の結果、実績報告書に添付されていた第二のぞみ園発行の領収書の写しの金額と、実際、第二のぞみ園が受け取ったとされる金額には差異があった。

この差異について、当局の見解は、「苗木については、第二のぞみ園及びミヤタコーポレーションが各種団体等との共同で育苗したものであり、苗木代を建設物価等公表価格で提供しているため差額としての認識はない。第二のぞみ園が受け取ったとされる1本200円の苗木代は、第二のぞみ園の労務提供分と考えられ、残金については、苗木を育てたその他大勢のボランティアによる労務提供分と、苗木を育てるのに要した諸経費であると認識している」とのことであった。

自前で育てた苗木を使用した場合、苗木代算定の根拠付けができないことから、補助金交付要綱では、補助対象となる苗木等の単価を建設物価等公表価格によって求めることが合理的との判断から、いわゆる渡し切り補助金の形態をとっているものであり、概ね補助事業の趣旨や目的に即しているため、補助要綱上は問題ないとしながらも、一方ではそれが原因で、補助金の使途が不明確になっていることも否定できない。

領収書の取り扱い等、補助制度自体の是非はあるものの、補助事業を遂行する過程にあっては、添付書類や実地検査等により、補助金が確実に対象事業に執行されたものであることを担保する必要があり、また、事務処理の過程において、職員は常に公金を扱っているという自覚を持たなければならぬ。

当局は、今後の具体的な改善策について、今しばらく時間を要しているが、市民団体による植樹活動参画への機運を減退させないためにも、補助金交付要綱の改正も含め、多くの市民が納得できる制度設計を早急に再考する必要がある。

(2) 事業団体の実情把握について

複数の団体が植栽区域を分割して植樹事業を実施したことについて、当局の見解は、「同じ考え方の団体が協力して緑化活動に取り組むという趣旨の申請であれば容認する方針であり、元市議らがそれぞれ活動していた各種団体を緑化活動へ参加するよう促したとの認識であり、市の内部調査では特に問題はないと判断している」とのことであった。

また、9月14日の中間報告においては、補助金交付申請書等の作成など事務手続きに関するものを元市議に任せていたり、一部団体は通帳

や印鑑も元市議に預けたりしているなど、各団体が補助金の申請内容等について十分把握していなかったことが判明している。

それぞれの団体が真に独立した運営をしているのか、疑義の残るところではあるが、当局の見解は、「一定の聞き取り調査等により、団体として独自に活動している状況を把握しており、緑化推進事業を進める上で、ふなれな事務手続きを元市議に委任したとの認識であり、それによって、緑化面積や緑化活動等への認識を持つ団体が増加することを認めてきたのが実情である」としている。

しかしながら、ふなれな事務処理を特定の人物に委任してしまうことは、多くの団体の育成や発展、ひいては市民誰もが市政に参画できるまちづくりを抑制してしまう懸念もある。各団体が自立した活動を活発に実施できるようにするために、事業に係る一連の手続きについては、各団体の責任において行われることが肝要である。

いずれにしても、多くのボランティアにより実施された本事業が、広く市民から評価されるためには、市は、補助金等が市民から徴収された税金等貴重な財源で賄われているものであることに特に留意し、公益的な事業の実施に対する支援であることを団体に認識させるとともに、公正かつ効率的に補助金を活用できる団体であるのかを厳密に精査した上で業務を執行する必要がある。

（3）提出書類の審査について

提出書類の不備（申請者の名称の誤りや日付等）については、審査時における点検及び指導が不十分であったことを深く反省し、再発防止に努めること。

補助制度の執行者として、その精査にかかわることは当然のことであるが、より精度を高めるためのチェック体制の確立に努めること。

（4）芳養漁港埋立地に係る一時使用について

市所有施設の占用やそれに伴って発生する維持管理費等については、条例等の規定に基づき、公平かつ適正な判断を行うこと。

2. 総括

田辺市ふれあいの森緑化推進事業補助金の崇高な理念については、評価すべきところも多く、また、当該補助金が効率的にその目的を達成させる行政手段の一つでもあることから、活用の仕方によっては非常に有意義な

成果を生む制度である。実際、その趣旨に賛同した多くの市民ボランティアの参加により、緑化活動が推進されてきたことはまぎれもない事実であるが、一方ではその会計処理において、多くの市民の不信感を招いたこともまた事実である。

このような結果に至ったことについては、行政を監視する立場にあった議員として、さらには議長という要職を経験した元市議の社会的、道義的責任は免れない。一方、我々市議会としても、議会の使命である監視体制が十分機能していなかったことについて率直に認め、監視機能を一層充実、強化していくかなければならない。

補助金は、行政サービスを補完する役割を担うなどその有効性は非常に高いものであるが、特定の団体や個人に対価なく給付される公金であるため、その運用に際しては、補助金の性格である公益性を十分考慮し、「透明性」「客観性」「公平性」等について細心の注意を払いながら、慎重な審査をしなければならない。

市当局においては、今回の反省を十分に踏まえ、今後、補助金に係る事務の適正な執行に邁進されるよう強く要望する。

平成24年12月3日

産業建設委員会

委員長 陸 平 輝 昭

文教厚生委員会所管事務調査報告書

本委員会は、元市議が関係する市補助金にかかわって、7月30日の全員協議会において報告を受け、その後9月13日の正副委員長会議において、その調査が委ねられ、当委員会所管事務調査として、9月14日、11月8日及び12月3日に委員会を開催しました。

本件については、事務的なかかわりを持つ教育委員会が、紀南ユネスコ協会に対し適正な管理執行がなされていたかを焦点に、当局の説明を聴取し慎重に調査をいたしました。

以下、調査の経過並びに質疑の主な内容については、次のとおりであります。

1. 紀南ユネスコ協会と教育委員会のかかわりについて

まず、教育委員会生涯学習課の事務分掌に「ユネスコに関すること」が含まれていることから、紀南ユネスコ協会に係る事務内容についてただしたのに対し、「紀南ユネスコ協会の事業立案や会計事務は会員によって主体的に行われている。教育委員会としても、独立した自主的な活動が理想的と考えており、行政が具体的にかかわっている事務は、資料の作成や会場の確保といった、いわゆる事務に付随する補助的業務である」との答弁がありました。

次に、ユネスコ事業と植樹事業とのかかわりについてただしたのに対し、「紀南ユネスコ協会は、ユネスコ憲章にのっとり、教育科学文化を通じて国際理解、国際協力を進め、地域社会の向上と会員相互の親睦を図ることを目的としており、E S D（持続発展教育）といった環境教育の一環として、植樹にも協力していたようである」との答弁がありました。

2. 再発防止策について

今回、このような事件が発生した大きな要因と考えられる、公印及び通帳の管理についてただしたのに対し、「紀南ユネスコ協会の事務を補佐している生涯学習課の担当者が、会長の命により押印及び入出金を行っていた」との答弁がありました。これに対し委員から、本来は、ユネスコの役員が会計処理を行うはずだが、実際は、生涯学習課で通帳等を管理していたことについてただしたのに対し、「このような取り扱いは適正ではなかったと考えている。今後、紀南ユネスコ協会では、管理責任者を選任し、組織に

より厳格な資金管理を行うとの反省点を挙げており、教育委員会としてもその意思を尊重していく」との答弁がありました。

3. 総括

紀南ユネスコ協会の事務局及び会計は独立しており、その運営は主体的に行われているものの、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」においても、教育委員会の職務権限として「ユネスコ活動に関すること」が掲げられていることから、このような事件を二度と繰り返さないために、公印及び通帳の適正な管理を徹底させるとともに、実効ある再発防止策を講じられるよう強く要望するものであります。

平成24年12月3日

文教厚生委員会

委員長 佐井昭子